

総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第5号

総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

総社市印鑑登録及び証明に関する条例（平成17年総社市条例第163号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>意思能力を有しない者</u></p>	<p>(登録の資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>成年被後見人</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。